「第 12 次蕨市交通安全計画（案）」の概要

目標　交通事故件数及び死傷者数の減少

重点　①高齢者の交通安全の確保

②こどもの交通安全の確保

③自転車の安全利用の推進及び歩行者の交通安全の確保

④交差点における交通事故防止

検証　人身事故件数は、第 10 次計画期間中の計 747 件（約 150 件/年）から、第 11 次計画期間中の計 458 件（約 92 件/年）へと減少。死傷者数は、第 10 次計画期間中の計 884 人（約 177 人/年）から、第 11 次計画期間中の計 504 人（約 101 人/年）へと減少。

主な改正点

①国・県計画の反映

・外国人に対する交通安全教育の新設（P.17）

・新しい小型モビリティの等の安全対策の推進（P.18.20）

②各種制度・法改正

・自転車ヘルメットの着用努力義務化（令和5年4月施行）（P.5、17、20）

・自転車「ながらスマホ・酒気帯び運転」の罰則強化（令和6年11月施行）（P.5、17）

・自転車への交通反則通告制度「青切符」の導入（令和8年4月施行）（P.5、18）

・生活道路の法定速度30キロへの引き下げ（令和8年9月施行）（P.5、9、20）

③蕨市独自の取組

・スマートウエルネスシティ蕨の実現に寄与する環境構築（P.11、12）

・民営自転車等駐車場整備事業補助制度の創設（P.12）

・シェアサイクル事業の導入（P.12）

・市公式 LINE の活用による啓発強化（P.18）

④数値の改定、文章の校閲